

2010年12月2日

## 「エリア限定のワンセグサービスに関する暫定ガイドライン」について

(社)デジタル放送推進協会(Dpa)

### 1. はじめに

現在、全国各地において「エリア限定のワンセグサービス実証実験」が実施されているところであるが、このような状況に対しDpaは、ホームページで「ワンセグメント・ローカルサービスの運用送に関する暫定ガイドライン」(別紙)を次のように公表し、本ガイドラインに沿って運用されることを推奨している。Dpaは、以下のような背景、経緯から本ガイドラインを策定することになった。

#### 【Dpaホームページ・トップメニュー】

##### ■エリア限定のワンセグサービスを実施する方々へ

個人や団体(組織)が実験無線局の免許を取得したり微弱電波を使って、地上デジタルテレビジョン放送の部分受信(ワンセグ)の放送方式により、特定のエリアに限定して独自のコンテンツを放送のように送信する事例が最近増えてきました。そのような場合、既存の放送事業者、受信機メーカー及び視聴者に対して受信機不具合や受信妨害等の悪影響を与えないようにする必要があります。そのため、Dpaでは、このような運用を行う方々を対象に、以下の暫定ガイドラインをとりまとめました。

本ガイドラインは、今後のメディア環境の変化や技術の進展に伴い大きく変更される場合があるので暫定の位置付けとしますが、当面このような運用を行う方々は、本暫定ガイドラインに沿って運用されることを強く推奨します。

\*「ワンセグメント・ローカルサービス」の送出運用に関する暫定ガイドライン(PDF)

### 2. 背景

2007年末頃から微弱電波あるいは実験試験局免許によってエリア限定のワンセグサービスの実証実験が、協議会やイベント主催団体が主体となって行われるようになってきた。これに伴い、「実験局免許を取得してワンセグ映像配信の実験を行いたい(物理チャンネルの条件は分かっているが)ネットワークIDについてはどのように設定したらよいか分からない」という相談が、電波産業会(ARIB)やDpa事務局に届くようになった。

元来ネットワークIDは、ARIB標準規格STD-B10に割り当て状況が記載されており、省令に基づきARIBが付与することとなっている。従ってネットワークIDの設定については、実験実施者がARIBにネットワークIDの申請を行い、付与を受ければよいことになる。

しかし、ARIBでは地上デジタルテレビジョン放送のネットワークID枠である「0x7880~0x7EF8」の詳細割り当てまでは管理していない状況であったため、ARIBからDpaに相談がきた。(ネットワークIDは、ARIB TR-B14に割り当て状況が記載されている)そこで、ARIB事務局とDpa事務局は協議を行い、両事務局で連携をとりながら個別に対応をとることとした。その後、相談依頼の増加に伴い本ガイドラインで包括的に対処するようになった。

### 3. 経緯

- ・ 個別相談対応

ネットワークIDの割り当てについては、Dpa内の関係技術分科会に調査していただき、「実験実施場所の地域における最も影響の少ないネットワークID」を実験実施者に対し教示し、ARIB事務局へ（暫定期間付与の位置づけで）申請の手続きをしていただくように助言した。

合わせて、本ガイドラインに記載されているような注意事項を伝えて、実証実験に臨んでいただいた。また、実験当該地域の既存地上デジタルテレビジョン放送事業者にも実験に関する情報を提供した。

- ・ 包括的対応

その後、相談件数も増え個別対応も難しくなってきたため、包括的に対応できるよう一定のガイドラインを設けて対処できる方向とした。具体的には、Dpa内に「ローカルワンセグ検討アドホック」を立ち上げ、課題の調査や整理を行い、暫定的に運用される本ガイドライン案を策定した。本ガイドライン案は、最終的に受信機メーカーの団体であるJEITAや日本ケーブルテレビ連盟等に照会をかけて、Dpa技術委員会で承認を受けた後、Dpaホームページでの公表に至った。

### 4. ガイドラインの課題

Dpaでは、既存の地上デジタルテレビジョン放送事業者に迷惑がかからないように本ガイドラインを策定公表したが、それぞれ個々のエリア限定のワンセグサービス実験事例について状況を把握しているわけではない。一応、視聴者からクレームを受けていないということで受信障害等は起きていないと考えているが、電波的に問題がなくても“デジタルという別のレイヤーで問題が起きているかどうか”については把握できていない。

その意味で、エリア限定のワンセグサービスに係る運用は、一括運用管理できるような（第三者的な）団体、組織の存在が望まれる。

以上

## 別紙

2008年4月7日

(改定) 2008年8月7日

(社) デジタル放送推進協会 (Dpa)

### 「ワンセグメント・ローカルサービス」の送出運用に関する暫定ガイドライン

#### 1. はじめに

この資料は、個人、団体（組織）が、地上デジタルテレビジョン放送の部分受信（ワンセグ）の放送方式を利用して、通常のテレビジョン放送よりも極めて小さい特定のエリアに限定して独自のコンテンツを放送のように送信する場合に適用するガイドラインである。本資料では、当ガイドラインが適用されるサービスを「ワンセグメント・ローカルサービス」と呼ぶ。

「ワンセグメント・ローカルサービス」は、例えば、送信出力を制限すれば免許を要しない微弱無線局として無許可で運用が可能になるが、放送方式を合わせるだけではなく、識別子等の運用調整を行わないと既存の放送局の受信に影響を及ぼす可能性が考えられる。そこで、このガイドラインは、既存の放送事業者、受信機メーカ及び、視聴者に対して受信機不具合や受信妨害等の悪影響が及ばないことを目的に策定したものである。「ワンセグメント・ローカルサービス」を実施する者は、当面本ガイドラインに沿った運用を行うことを強く推奨する。

なお、本ガイドラインは、微弱電波や実験無線局によって「ワンセグメント・ローカルサービス」を行なう事例が増えてきたことを受け、あくまでも受信不具合や受信妨害等の悪影響を避ける観点で策定した暫定のガイドラインである。今後のメディア環境の変化や技術の進展に伴い、本ガイドラインは大きく変更されたり、事業者運用規定等に吸収される可能性があることに留意されたい。

#### 2. 適用範囲

- 本ガイドラインは、実験無線局の免許を取得して行なう「ワンセグメント・ローカルサービス」もしくは、微弱無線局が行なう「ワンセグメント・ローカルサービス」の送出運用に適用する。
- 本ガイドラインは、発行時において必要と考えられる条件のみを記載したものであり、今後もさらなる条件が発生する可能性があるため、暫定の位置付けとする。

#### 3. ガイドラインの詳細事項

##### 3.1 電波法の遵守

- 電波法に従い、他の無線設備に混信もしくは妨害を与えないように運用すること。

### 3.2 識別子の運用と遵守事項

- ネットワーク識別 (`network_id`) は、全国共通として `0x7E8E` を使用すること。  
複数のサービス (複数の周波数の使用、もしくは、複数のサービス識別の使用) を同時に実施する場合においても、全て上記ネットワーク識別を使用すること。
- リモコンキー識別 (`remote_control_key_id`) は、「ワンセグメント・ローカルサービス」を実施する地域のケーブルテレビ事業者が自主放送チャンネルとして使用しているリモコンキー識別と同一のものを使用すること。なお、ケーブルテレビ事業者が各地域で実際に使用しているリモコンキー識別は、社団法人日本ケーブルテレビ連盟のホームページで確認できる。( [http://www.catv-jcta.jp/item/rem\\_con.pdf](http://www.catv-jcta.jp/item/rem_con.pdf) )  
上記以外のリモコンキー識別を使用すると、ユーザが事前に設定していたワンタッチボタンの割り当てが変更される場合があり、混乱が発生する可能性がある。  
複数のサービス (複数の周波数の使用、もしくは、複数のサービス識別の使用) を同時に実施する場合においても、全て上記リモコンキー識別を使用すること。
- 系列識別 (`affiliation_id`) は使用しないこと。具体的には、BIT(Broadcaster Information Table)における拡張ブロードキャスタ記述子の「`number_of_affiliation_id_loop`」のフィールド値を「0」として送出する。  
したがって、NVRAM を利用する「ワンセグメント・ローカルサービス」は運用できない。

### 4. その他

- 本ガイドラインで示されていない項目については、社団法人電波産業会 (ARIB) の地上デジタルテレビジョン放送運用規定 技術資料 ARIB TR-B14 に準拠すること。  
なお、同一のコンテンツを繰り返し送出する場合においては、時刻情報 (TOT など) 及びクロック (PCR など) の連続性が保たれるように留意すること。
- 「ワンセグメント・ローカルサービス」は、サービスを実施する者の責任の下で行われるものであり、本ガイドラインは「ワンセグメント・ローカルサービス」の実施に関わる如何なる不利益に対しても責任を負わない。
- 「ワンセグメント・ローカルサービス」の送信運用が“地上デジタルテレビジョン放送の伝送方式 標準規格 ARIB STD-B31”の規定に従わない場合の本ガイドラインの適用については、別途 Dpa に確認のこと。

以上